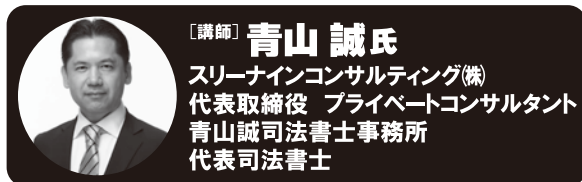


コンサルティング(提案)型営業を志すセールスパーソン必聴。
新たな手法「プライベートコンサルティング」で顧客の心を掴む!

プライベート コンサルタント養成講座

相続・事業承継
絡みのビジネス強化に
必須な実務知識を
ポイント解説

遺言 成年後見 信託 生命保険
『第3の家族』を囲い込む
プライベートコンサルティング



【講師】 **青山 誠氏**
スリーナインコンサルティング(株)
代表取締役 プライベートコンサルタント
青山誠司法書士事務所
代表司法書士

「遺言」「成年後見」「信託」「生命保険」を現場で提案する際に、必ず
知っておきたい留意点を解説したうえで、従来の「物・金」の提案に
加え、「情報・時間・人・心」をプラスすることで『第3の家族』を囲
い込むプライベートコンサルティングの展開手法を事例解説!

※「プライベートコンサルタント」「第3の家族」は商標登録申請中。

ご案内

資産家に対して事業承継・相続コンサルティングを行う際には、「遺言」「成年後見」「信託」「生命保険」を複合的に提案をすることにより、お客様により最適なアドバイスをすることが大切です。しかし、これらをお客様に丁寧に提案しているコンサルタントはそう多くはいません。

さらに、一般的な専門家は「人・物・金」のうち「物・金」だけを見て「人」の問題は避けてきました。それが故に「相続＝争族」となり、スムーズな資産承継・事業承継を実現することができませんでした。

そのような状況下、『円満な相続・事業承継の実現』『他社との差別化』『お客様との関係強化』を目的としたプライベートコンサルティングがいま注目を集めています。

本セミナーは、「遺言」「成年後見」「信託」「生命保険」の実務の現場で提案する際に、必ず知っておきたい留意点をポイント解説したうえで、従来の「物・金」による提案に加え、「情報・時間・人・心」をプラスすることで『第3の家族』を囲い込む、プライベートコンサルティングの展開手法を事例を交えて解説いたします。

不動産会社、金融機関、土業など、不動産や相続絡みのビジネスを強化されたい方々のご参加をお勧めします。

※「プライベートコンサルタント」「第3の家族」は商標登録申請中。

開催概要

開催日時 **2023年1月25日(水) 13:00~17:00**

会場 **鉄鋼会館**
東京都中央区日本橋茅場町3-2-10
※詳しい会場案内図は参加証にてお知らせいたします。

参加費 **55,000円(1名様)**
(消費税及び地方消費税を含む)
●同一申込書にて2名様以上参加の場合、
48,400円(1名様につき)
(消費税及び地方消費税を含む)
※テキスト代を含む。

主催 **総合ユニコム株式会社**
東京都中央区京橋2-10-2 ぬ利彦ビル南館 6階
TEL.03-3563-0025(代) FAX.03-3564-2560

ダイレクトメールの送付先変更・中止をご希望者は、お手数ですが、封筒ラベルにご要件を記入の上、弊社企画事業部 (FAX.03-3564-2560) 迄ご連絡ください。

※弊社ホームページからも、本セミナーはお申込みいただけます!
<https://www.sogo-unicom.co.jp>

参加申込書

プライベートコンサルタント養成講座

●会社名(フリガナ)	●貴社業種
●所在地(〒)	●振込予定日(月 日)
	●当日現金支払い希望... <input type="checkbox"/>
	●ご担当者名()
TEL. ()	FAX. ()
●出席者名①(フリガナ)	●所属部署・役職名
●E-MAIL	
●出席者名②(フリガナ)	●所属部署・役職名
●E-MAIL	

O-0320230104-040

お申込み先 **FAXフリーダイヤル ☎0120-05-2560**
※FAXフリーダイヤル不通時はFAX.03-3564-2560迄おかけ直してください。
お問合せ先 ▶ 総合ユニコム(株) 企画事業部 TEL.03-3563-0099(直通)

- お申込み方法
 - ・左記「参加申込書」にご記入後、上記FAXにてお申込みください。参加者宛に「参加証/請求書/銀行振込用紙」をご郵送いたします。「参加証」は当日ご持参いただき、会場受付に「お名刺1枚」と共にお渡し願います。
 - ・開催直前や当日のお申込みもお受けいたします。その場合は、FAXにて「参加証」をご送付いたしますので、必ずFAX番号の明記をお願いいたします。なお、お支払方法につきましては、別途ご連絡をさせていただきます。
- 参加費のお支払について
 - ・参加費は「請求書」到着後、原則として開催3営業日前迄にお振込み願います。
 - ・お振込みが開催後日になる場合は、左記「振込予定日」欄にご記入ください。
 - ・お振込手数料は貴社にてご負担願います。
 - ・当日現金でのお支払いも可能です。「当日現金支払い希望」欄に印をご記入願います。
- お申込者が参加できない場合について
 - ・代理者にご出席いただけます。既送の「参加証」と「代理者のお名刺1枚」をご持参のうえ、当日会場受付までご来場ください。
- キャンセルについて
 - ・開催3営業日前(土日祝日、年末年始を除く)迄に、弊社宛に「会社名/氏名/電話番号/返金先銀行口座(振込済みの場合)」を明記の上、FAX.03-3564-2560宛に必ずご連絡ください。返金手数料として3,000円(1件毎)を申し受けます。なお、開催2営業日前以降のキャンセルにつきましては、全額をキャンセル料として申し受けます。その際には当日配布資料を参加者宛にご送付いたします。
- その他ご連絡事項
 - ・お座席は受付順を基本に当方にて指定させていただきます。
 - ・会場内は禁煙です。講演中の録音・録画、携帯電話等での通話はお断りいたします。
 - ・講演中のPCの使用は可能ですが、使用に関しては周囲へのご配慮願います。
 - ・ご記入いただいた個人情報、弊社商品案内ならびにセミナーの適切な運営、参加者間の交流促進のために利用させていただきます。
 - ・主催者や講師等の諸般の事情により、講師変更や開催を中止する場合がございます。その際には弊社より参加者にご連絡させていただきます。
 - ・開催中止の場合には受講料を返金いたしますが、それ以外の理由では返金できません。また、開催中止の際の交通費の払い戻し・キャンセル料の負担はいたしかねます。

セミナープログラム

13:00~17:00 ※途中休憩を挟み進行いたします。

第一部

I. 「遺言」「成年後見」「信託」「生命保険」実務のポイント

1. 遺言
 - 遺言の基礎と実務
2. 民事信託
 - 民事信託の基礎と実務
3. 成年後見制度
 - 成年後見制度の基礎と実務
4. 生命保険
 - 生命保険の基礎と実務

第二部

I. プライベートコンサルティングとは何か?

- プライベートコンサルティングが生まれた背景
- 全体最適と部分最適
- コンサルティング・ストラクチャー(3つの現金、第3の家族、3つの財布)

II. 「3つの現金」とは?

- 老後資金・納税資金・遺留分清算金を時間軸で考えてみる
- 「どう生きるか?」から考えるストック&フロー資産
- フロー資産の承継対策がキャッシュポイント&子世代コンサルティングの入り口
- 精緻なライフプランニングがストック資産の決め手

III. 「第3の家族」とは?

- 「第3の家族」はスタバと同じ発想で生まれた
- 「第三者」との違いと『第3の家族』の価値と役割
- 雑談(心の散歩)から価値観を探る
- 完全中立&情報の公平性がポイント
- 「第3の家族」が執り行う家族会議とは?

IV. 「3つの財布」とは?

- 3つの財布(生命保険・信託財産・相続財産)で戦略的出口戦略
- ストック&フロー資産の仕分けが重要
- すごく便利! 管理&承継機能が2in1な生命保険と信託財産
- 旧態依然とした管理と承継機能しかない相続財産
- 「第3の家族」で得たご家族の本音に配慮した「3つの財布」の仕分け

V. 事例で考えるプライベートコンサルティング<不動産オーナー編>

- 資産規模10億円の地主様の生前対策。親子疎遠の仲で、親の面倒をみないお子様と親の面倒をみる養子が繰り広げる争続模様。納税資金と遺留分相当の金銭を確保しつつ全員の要望を叶える着地点はどこか?

VI. 事例で考えるプライベートコンサルティング<会社オーナー編>

- 娘婿に事業承継させたいが上手くいかず、M&Aに切り替えた製造業の事業承継案件。大病を患い焦る社長。事業承継を急ぐも娘婿とはそりが合わず、口論が絶えない日々。父と夫の板挟みにあう娘。親族内承継を断念し、M&Aへ切り替える決断をさせた家族会議とは?

講師



青山 誠 (あおやま まこと)

スリーナインコンサルティング(株)
代表取締役

プライベートコンサルタント

青山誠司法書士事務所

代表司法書士

「お客様の人生」という時間軸をコンサルティングを切り口に法務・税務など超越したプライベートコンサルティングを確立。さまざまな人生経験で培った圧倒的な傾聴力・会話力でお客様の心をグリップ。家族カウンセリングをベースとする独自のコンサルティングスタイルは、『第三者』ではなく『第三の家族』として、資産・事業承継対策に悩むお客様に寄り添い続ける。生保営業パーソン向け営業支援・土業向けコンサルティング支援を得意とする。セミナー・研修はエンド向け・プロ向けともわかりやすく、かつ「実践できる!」と好評を得ている。

※「プライベートコンサルタント」「第3の家族」は商標登録申請中。